防防戦（事）第２４２号
令和３年９月２４日
一部改正　防防戦（事）第１０号
令和４年２月２日
最終改正　防防戦（事）第２３１号
令和５年６月２９日

大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長　殿
各幕僚長
防衛装備庁長官

事務次官
（公印省略）

衛星コンステレーションに関するタスクフォース設置要綱について
（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：別紙

別紙

衛星コンステレーションに関するタスクフォース設置要綱

（タスクフォースの設置）

第１　防衛分野における衛星コンステレーションの活用の在り方に関し、利用が想定されるミサイル防衛、通信、測位等の各機能の必要性及び有効性、必要な機能を備えた衛星コンステレーションの開発及び運用の実現可能性等を組織横断的に検討するため、防衛省に衛星コンステレーションに関するタスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を置く。

（タスクフォースの構成）

第２　タスクフォースの構成は、次のとおりとする。

⑴　議長　　防衛副大臣
⑵　副議長　事務次官
⑶　構成員　大臣官房長
　　防衛政策局長
　　整備計画局長
　　統合幕僚長
　　陸上幕僚長
　　海上幕僚長
　　航空幕僚長
　　情報本部長
　　防衛装備庁長官

２　議長は、必要があると認めるときは、前項第２号及び第３号に掲げる者以外の者をタスクフォースに参加させ、意見を述べさせることができる。

（タスクフォースの運営）

第３　議長は、委員会を招集し、会務を総理する。

２　副議長は、議長を助け、議長が不在の場合、その職務を代行する。

３　議長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、資料の提出を求めることができる。

（作業部会の設置及び構成）

第４　タスクフォースの下に、衛星コンステレーションの活用の在り方に関する検討を行わせるため、作業部会を置く。

２　作業部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 作業部会長　防衛政策局戦略企画参事官
(2) 作業部会員　防衛政策局防衛政策課長
　　防衛政策局調査課長
　　整備計画局防衛計画課長
　　整備計画局サイバー整備課長
　　統合幕僚監部防衛計画部計画課長
　　統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課長
海上幕僚監部防衛部防衛課長
海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長
海上幕僚監部指揮通信情報部情報課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部防衛部事業計画第１課長
航空幕僚監部防衛部事業計画第２課長
航空幕僚監部運用支援・情報部情報課長
航空幕僚監部科学技術官
情報本部計画部情報調整課長
防衛装備庁装備政策部装備政策課長
防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官
防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官（宇宙・地上装備担当）
防衛装備庁技術戦略部技術戦略課長
防衛装備庁技術戦略部技術計画官

（作業部会の運営）

第５　作業部会長は、作業部会で行う検討を総括し、タスクフォースに検討結果等を報告するものとする。

２　作業部会長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

（関係部局の協力）

第６　関係部局は、議長又は作業部会長から資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

（宇宙開発利用推進委員会及び総合ミサイル防空能力の強化に関する検討委員会との連携等について）

第７　タスクフォースは、検討の実施に当たり、「宇宙開発利用推進委員会設置要綱について」（防防防第１０２４４号。２０．８．２９）に基づき設置された宇宙開発利用推進委員会及び「総合ミサイル防空能力の強化に関する検討委員会の設置について」（防防戦（事）第４０４号。令和２年１０月１５日）に基づき設置された総合ミサイル防空能力の強化に関する検討委員会と連携するものとする。

２　タスクフォースによる検討の終了後は、宇宙開発利用推進委員会において、じ後のフォローアップ等を行うものとする。

（庶務）

第８　タスクフォース及び作業部会の庶務は、防衛政策局戦略企画参事官において処理する。

（委任規定）

第９　本通達に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し必要な事項は議長が、作業部会の運営に関し必要な事項は作業部会長が、それぞれ定める。